

平成28年12月20日

議員各位

産業厚生常任委員会

委員長 河野龍二

委員長報告書

産業厚生常任委員会に付託された議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定により報告いたします。

1. 審査期間：平成28年12月12日～13日

2. 付託された議案等

議案番号	件名	結果
63	長与町農業委員会の委員の定数及び長与町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例	全会一致 可決
71	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
83	長与町都市公園条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
84	長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
88	長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
90	平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	全会一致 可決
91	平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	全会一致 可決
92	平成28年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）	全会一致 可決

議案第 63 号 長与町農業委員会の委員の定数及び長与町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

審査日	平成 28 年 12 月 12 日
出席委員	河野龍二 分部和弘 浦川圭一 饗庭敦子 西岡克之 吉岡清彦 竹中 悟
説明員	森農業委員会事務局長 村田課長補佐

【提案理由・主な内容】

改正農業委員会法が平成 27 年 9 月 4 日公布。平成 28 年 4 月 1 日施行に伴い、条例を制定する。

法改正の主な内容は、農業委員会業務の拡大。農業委員選出方法の変更。新たに農地利用最適化委員の新設。

農業委員の定数は、農業者が 1,100 人以下、農地面積が 1,300 ヘクタール以下の農業委員会上限定数が 14 名となっている事から、12 名に定める。

農地最適化委員の定数は、農地面積の 100 ヘクタールに対し 1 人の基準で、本町の農地面積 861 ヘクタールを除いた数値が 8.6 となり 8 人とした。

以上のような説明があった。

【主な質疑】

質疑： 推薦公募が定数を超えた場合どうなるのか。

答弁： 評価委員会等を設置し選出するよう考えている。

質疑： その選出方法は。

答弁： 各種農業に関係する県や団体などからの選出が考えられる。

質疑： 認定農業者が農業委員の過半数を占めるとあるが、認定農業者は何名か。

答弁： 現在 73 名。

質疑： 農業委員、農地最適化委員のどちらにもなれるのか。

答弁： 推薦、公募は可能だが、重複はできない。

質疑： 法改正の目的は。

答弁： 担い手への農地集約や耕作放棄地の発生防止など、これまでは任意業務だったのを、必須業務にすることで、農地等の利用の最適化を促進するため。

主な質疑は、以上のとおり。

討論なし。全会一致で可決すべきと決した。

議案第 71 号 長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

審査日	平成 28 年 12 月 13 日
出席委員	河野龍二 分部和弘 浦川圭一 饗庭敦子 西岡克之 吉岡清彦 竹中 悟
説明員	谷本健康保険部長 志田健康保険課長他関係職員

【提案理由・主な内容】

国民健康保険特別会計の現状は厳しい財政状況にあり、平成 27 年度では、1 億 667 万円の不足が生じた。28 年度は不足が生じる見込みはないが、29 年度は不足額が増大する見込みとなっている。

基本的な 3 つの項目から検討し提案した。

1, 国民健康保険特別会計は基金の運用も含む、独立採算での会計運営を維持し、一般会計からの法定外繰り入れは原則行わない。

2, 収納推進課と連携し、徴収率を向上させる。

3, 生活習慣病など疾病予防。重症化予防を図る。

29 年度保険税は 28 年度より約 1 億円の増収となる。

以上のような説明があった。

【主な質疑】

質疑：県下の自治体の中で、保険税の引き上げを行うところはあるのか。

答弁：3 市町で改定の予定があると聞いている。

質疑：配布資料の 28 年度保険税滞納額が、他年度に比べ増えているのはなぜか。

答弁：28 年度から滞納世帯は、収納推進課に引き継ぐため、他年度に比べ増えている。

質疑：29 年度が増えていない理由はなぜか。

答弁：税の徴収には、なるべく滞納を繰り越しさせないで、現年度内の徴収に力を入れたい。

質疑：悪質滞納者への収納強化の説明があったが、悪質な滞納者はどれくらいいるのか。

答弁：つかんでいない。

質疑：滞納者の生活保護への移行などはあるのか。

答弁：専門収納推進員を中心に、福祉課とも連携しながら対応している。実数は把握していない。

質疑：平成 30 年度に県への移行の場合、保険税の変更はあるのか。

答弁：医療費の動向で負担も変わってくる。今のところ解らない。

質疑：県への移行した後も、現状の赤字分の解消が必要なのか。

答弁：そういうことになる。

質疑：検討項目の1つ目の、法定外繰り入れは原則行わない判断基準はなにか。

答弁：町民の4分の3は国保以外の保険加入者で、法定外繰り入れは公平性がない。

質疑：2つ目の悪質滞納者への対応は28年度保険税の引き上げの時も、検討課題だった。現状をつかんでいないのは矛盾するのではないか。

答弁：悪質滞納者の定義はあるが、件数については把握していない。

質疑：3つ目の重症化予防の取り組みでは、検診受診後の対応はどうなっているか。

答弁：26年に受診し、27年に改善したが26%ある。今後も受診後の対応を強化していく。

以上、主な質疑

討論なし。 全会一致で可決すべきと決した。

議案第 83 号 長与町都市公園条例の一部を改正する条例

審査日	平成 28 年 12 月 12 日
出席委員	河野龍二 分部和弘 浦川圭一 饗庭敦子 西岡克之 吉岡清彦 竹中 悟
説明員	緒方建設産業部長 帯田教育委員会次長 日名子管理課長 山口生涯学 習課長他関係職員

【提案理由・主な内容】

公共施設を利用する特定の人が利用利益を受けることと、負担の公平性の確保から、受益の範囲内で行政サービスの対価として、利益にあった応分の負担を求める条例に改正する。平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

【主な質疑】

質疑：町民・町民外の人が一つの団体の場合、使用料の基準は。

答弁：占める割合が 7 割以上で判断する。

質疑：条例にはないが、内規があるのか。

答弁：現在のところ内規もない。今後取り決めを作る。

質疑：総合公園の駐車場利用の使用料は、どのような場合徴収するのか。

答弁：駐車場を利用しての飲食販売などがあるので、その場合使用料を徴収する。

質疑：町民プールの時間制限を外した理由は。

答弁：時間制限があると時間を超過した場合、長崎市民プールより料金が高くなるため。

質疑：町民プールの値上げの根拠は。

答弁：収支のバランスでは一人あたり 1,300 円となった。料金設定の根拠を現行の 2 倍とした。高校生の場合は一般より軽減が必要と考えて設定した。

質疑：一般の場合現行の倍の料金、640 円でも良いのではないかと。なぜ 100 円値引きなのか。

答弁：600 円を超えるのは高いと考え、高校生に 110 円の上乗せで設定した。

質疑：テニスコート使用料では、高校生までとなっているが、一般者が付き添えば高校生以下でも可能なのか。

答弁：指導者などの付き添いがあれば可能である。

質疑：壁打ちコートも使用料を取るようになった理由は。

答弁：過去において、長時間占有する事例があったので、1 時間を単位に占有する場合には徴収する。大会中の練習の場合などでは発生しないと考える。

質疑：提案理由に利用者の利益にあった使用料との説明だったが、料金設定の根拠は。

答弁：町外利用者の半額の金額を最低とした。また、施設建設費、維持管理費、原価償

却などを、開館日数、使用面積などで算出し、半分を町が負担したと考え算出した。

質疑：文化団体やスポーツ団体など利用者の声を聞いたか。

答弁：聞いていない。

質疑：どのように説明するのか。

答弁：3ヶ月あるので十分な周知をしていきたい。

質疑：料金設定が安すぎるのではないかと。もっと高く設定すべきとの、意見はでなかったのか。

答弁：あったが活動が制限されるのではないかと意見もあり、今回はこのように提案した

以上、主な質疑

討論なし。全会一致で可決すべきと決した。

議案第 84 号 長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

審査日	平成 28 年 12 月 12 日
出席委員	河野龍二 分部和弘 浦川圭一 饗庭敦子 西岡克之 吉岡清彦 竹中 悟
説明員	緒方建設産業部長 日名子管理課長他関係職員

【提案理由・主な内容】

公共施設を利用する特定の人が利用利益を受けることと、負担の公平性の確保から、受益の範囲内で行政サービスの対価として、利益にあった応分の負担を求める条例に改正する。平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

【主な質疑】

質疑：条例 7 条に「別に定める目的で使用する者」とあるがどのようなものがあるのか。

答弁：施行規則第 2 条 2 で使用の目的が示してある。

質疑：展示物を観覧するのにも使用料が発生するのか。

答弁：展示物を展示するなど施設を占有する場合や、会議・行事など占有する場合に発生する。

質疑：同施設には、キャンプ場があるがキャンプ場使用は無料か。

答弁：施設利用の申請は必要だが、使用料は発生しない。

以上の主な質疑

討論なし。全会一致で可決すべきと決した。

議案第 88 号 長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

審査日	平成 28 年 12 月 12 日
出席委員	河野龍二 分部和弘 浦川圭一 饗庭敦子 西岡克之 吉岡清彦 竹中 悟
説明員	久松住民福祉部長 森川福祉課長他関係職員

【提案理由・主な内容】

公共施設を利用する特定の人利用利益を受けることと、負担の公平性の確保から、受益の範囲内で行政サービスの対価として、利益にあった応分の負担を求める条例に改正する。なお、教養娯楽室の利用については、入浴前後の休憩は使用料を免除する。平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

【主な質疑】

質疑：集会室、生活相談室がデイサービスに使われているのは、いつからか。

答弁：平成 13 年から使われている。

質疑：入浴利用者の町民、町民外の利用者数は。

答弁：27 年度で 32,073 名が利用し、そのうち町外が 1,905 名。

質疑：教養娯楽室利用の場合、入浴利用者に制限が掛かるのか。

答弁：利用者の規模にもよるが、仕切りなどを活用して利用できるようにしたい。

質疑：値上げの根拠は。

答弁：費用から収入を差し引いて約 1,660 万円の差があり、利用者数で割ると 521 円となる。町が半分を負担し 260 円となったが、200 円に設定した。

質疑：現状でも入浴者が時間前に来ても、玄関で待たされると聞いた。住民サービスの観点かも、時間前であっても教養娯楽室の利用ができないか。

答弁：管理状況を確認し対応したい。

以上の主な質疑

討論なし。全会一致で可決すべきと決した。

議案第 90 号 平成 28 年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

審査日	平成 28 年 12 月 13 日
出席委員	河野龍二 分部和弘 浦川圭一 饗庭敦子 西岡克之 吉岡清彦 竹中 悟
説明員	谷本健康保険部長 志田健康保険課長他関係職員

【提案理由・主な内容】

歳入歳出それぞれ 7,561 千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 50 億 78,548 千円とする。

歳入は、前期高齢者交付金、保険基盤安定化繰入金の確定、雑入の減額。

歳出は、額の確定による補正を行っている。

【主な質疑】

質疑：介護納付金がマイナスとなっているが、理由はなぜか。

答弁：10 月より社会保険の適用が拡大され、それに伴う変更によりマイナスとなっている。

質疑：歳入欠かん補填は 28 年度末でどれくらいになる予想か。

答弁：予測はできない。

質疑：内部で補填する財源など、協議する必要があるのではないか。

答弁：現在財源も乏しく、計画的に補填を考える余裕もない。

以上の主な質疑

討論なし。全会一致で可決すべきと決した。

議案第 91 号 平成 28 年度長崎都市計画事業長与町区画整理事業特別会計補正予算
(第 3 号)

審査日	平成 28 年 12 月 13 日
出席委員	河野龍二 分部和弘 浦川圭一 饗庭敦子 西岡克之 吉岡清彦 竹中 悟
説明員	緒方建設産業部長 松邨建設産業部理事他関係職員

【提案理由・主な内容】

歳入歳出それぞれ、2 億 28 万 5 千円を追加し、補正後歳入歳出総額を 10 億 977 万 3 千円とする。

歳入では、国の補正予算通過により、土地区画整理費補助を国・県費とも増額計上。

歳出では、人件費及び国庫補助金の増額により、委託料を増額している。

委託工事の内容は、現在行っている、補強工事進捗と高田越中央線の工事に着手できればと考えている。工事の施行については県と協議しながら進めて行きたい。

【主な質疑】

質疑：高田越中央線の工事内容が示されたが、どのような状況か。

答弁：高田越中央線は延長が 1 km あり未整備が 479m 残されている。

工事に着手したいが、通行止めをしての工事ができないため、迂回路などを検討整備中である。

質疑：整備完了にどれくらいの期間が掛かるのか。

答弁：他の道路との兼ね合いもあり、工事期間中は利用者に迷惑が掛かるので、期間が掛からないような対応をしたい。

質疑：一部高田中学校の通学路となっている。対応が必要ではないか。

答弁：工事内容が大規模で危険が伴うので、迂回路など計画し迷惑が掛からないよう進めて行きたい。

質疑：国からの活力創出基盤整備総合交付金は、継続的な活用ができる補正か。

答弁：この交付金は通常の社会資本整備交付金で、今回は経済対策の補正である。

来年度からはこれまでと同じように予算要望を行っていく。

質疑：高田越中央線の工事は、28 年度の残された期間の中で整備ができるのか。

答弁：工事の進め方は、繰越しなども考えられる。現状高田越中央線の工事に着手できるかも含め検討中である。なるべく二重投資にならないように協議をしている。

以上の主な質疑

討論なし。全会一致で可決すべきと決した。

議案第 92 号 平成 28 年度長与町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

審査日	平成 28 年 12 月 13 日
出席委員	河野龍二 分部和弘 浦川圭一 饗庭敦子 西岡克之 吉岡清彦 竹中 悟
説明員	木島水道局局長 濱下水道課長他関係職員

【提案理由・主な内容】

第 2 条資本的収入及び支出の収入において、資本的収入を 371 万 3 千円増額し、総額を 1 億 2,449 万 1 千円とする。

【主な質疑】

質疑：今回の補正は、収入は計上されているが支出はないのか。

答弁：補填財源に収入としてあげているので、支出の計上はない。

質疑：補填財源とは一般財源などの補填財源か。

答弁：下水道事業の場合留保資金や減債積立金などを補填財源としている。その補填財源に補充した。

以上の主な質疑

討論なし。全会一致で可決すべきと決した。